

# 第101期 中間決算公告

平成20年12月19日

青森市橋本一丁目9番30号

株式会社 **青森銀行**

取締役頭取 加福善貞

## 中間貸借対照表 (平成20年9月30日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	48,122	預 金	1,936,877
コ ー ル ロ ー ン	100,000	譲 渡 性 預 金	48,340
商 品 有 価 証 券	447	コ ー ル マ ネ ー	1,139
有 価 証 券	549,966	借 用 金	4,500
貸 出 金	1,359,966	外 国 為 替	5
外 国 為 替	1,247	社 債	20,000
そ の 他 資 産	7,519	そ の 他 負 債	7,153
有 形 固 定 資 産	26,238	未 払 法 人 税 等	734
無 形 固 定 資 産	1,786	リ ー ス 債 務	1,726
繰 延 税 金 資 産	15,534	そ の 他 の 負 債	4,692
支 払 承 諾 見 返	23,166	賞 与 引 当 金	718
貸 倒 引 当 金	△ 16,738	役 員 賞 与 引 当 金	16
		退 職 給 付 引 当 金	1,223
		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	508
		睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	680
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,777
		支 払 承 諾	23,166
		<b>負 債 の 部 合 計</b>	<b>2,047,107</b>
		(純資産の部)	
		資 本 金	15,221
		資 本 剰 余 金	8,575
		資 本 準 備 金	8,575
		利 益 剰 余 金	50,428
		利 益 準 備 金	6,145
		そ の 他 利 益 剰 余 金	44,283
		別 途 積 立 金	45,200
		繰 越 利 益 剰 余 金	△ 916
		自 己 株 式	△ 427
		<b>株 主 資 本 合 計</b>	<b>73,797</b>
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 5,969
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 44
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,368
		<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計</b>	<b>△ 3,645</b>
		<b>純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>70,151</b>
<b>資 産 の 部 合 計</b>	<b>2,117,259</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>2,117,259</b>

# 中間損益計算書

〔平成20年4月1日から  
平成20年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
経 常 収 益		25,963
資 金 運 用 収 益	19,823	
(うち貸出金利息)	( 14,999 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 4,263 )	
役 務 取 引 等 収 益	2,646	
そ の 他 業 務 収 益	272	
そ の 他 経 常 収 益	3,221	
経 常 費 用		27,842
資 金 調 達 費 用	3,465	
(うち預金利息)	( 2,788 )	
役 務 取 引 等 費 用	1,220	
そ の 他 業 務 費 用	2,696	
営 業 経 費	14,293	
そ の 他 経 常 費 用	6,165	
経 常 損 失		1,878
特 別 利 益		1
特 別 損 失		68
税 引 前 中 間 純 損 失		1,945
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		787
法 人 税 等 調 整 額		404
中 間 純 損 失		2,328

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 中間計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法  
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社及び子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
有形固定資産は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3 年～60 年
その他	2 年～20 年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 13,713 百万円であります。
  - (2) 賞与引当金  
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

なお、会計基準変更時差異については、10年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

## 中間計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、平成19年度末日における未経過リース料残高又は未経過リース料期末残高相当額を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上しております。

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は1,615百万円、「無形固定資産」中のリース資産は111百万円、「その他負債」中のリース債務は1,726百万円増加し、営業経費は10百万円増加、経常損失及び税引前中間純損失は10百万円増加しております。

## 表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 29百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,780百万円、延滞債権額は53,167百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は15百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,934百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は66,898百万円であります。

なお、2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,662百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、12,492百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 53,674 百万円

担保資産に対応する債務

預金 7,285 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券 68,220 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は 65 百万円、保証金は 142 百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 364,504 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 362,919 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 13 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法（平成 3 年法律第 69 号）第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 30,446 百万円

12. 借入金、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

13. 社債は、劣後特約付社債であります。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 5,330 百万円であります。

15. 1 株当たりの純資産額 399 円 24 銭

16. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ(10)に規定する単体自己資本比率 11.27%（国内基準）

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 5,287 百万円、株式等売却損 706 百万円及び株式等償却 45 百万円を含んでおります。

2. 1 株当たり中間純損失金額 13 円 25 銭

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
社債	5,386	5,401	14
その他	20,255	20,216	39
外国証券	27	27	0
その他	20,228	20,189	39
合計	25,642	25,617	24

(注) 時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	25,334	25,148	185
債券	426,763	423,557	3,205
国債	167,286	163,582	3,704
地方債	106,984	107,408	423
社債	152,491	152,566	74
その他	74,797	68,171	6,625
外国証券	50,822	47,842	2,980
その他	23,974	20,329	3,645
合計	526,895	516,877	10,017

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、1,493百万円(うち、株式39百万円、外国証券1,389百万円、その他65百万円)であります。

なお、当該有価証券の減損にあたっては、時価が取得原価に比べて50%以上下落したもの及び時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したものを時価の回復する見込みがあると認められる場合を除いたものを減損処理の対象としております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

内 容	金 額(百万円)
満期保有目的の債券 社債	5,330
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	29
その他有価証券 非上場株式	1,711
非上場外国株式	5
その他	371

(金銭の信託関係)

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	10,445 百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	493
減価償却損金算入限度超過額	400
賞与引当金損金算入限度超過額	289
有価証券償却	1,720
未払事業税	72
その他有価証券評価差額金	4,048
その他	<u>913</u>
繰延税金資産小計	18,384
評価性引当額	<u>2,849</u>
繰延税金資産合計	15,534
繰延税金負債合計	<u>-</u>
繰延税金資産の純額	<u>15,534 百万円</u>

## 中間連結計算書類の作成方針

### 1．連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 7社

青銀甲田株式会社

青銀ビジネスサービス株式会社

あおぎんディーシーカード株式会社

あおぎんリース株式会社

あおぎんコンピュータサービス株式会社

あおぎんクレジットカード株式会社

あおぎん信用保証株式会社

なお、青銀不動産調査株式会社、青銀スタッフサービス株式会社は、清算により除外しております。

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

### 2．持分法の適用に関する事項

該当ありません。

### 3．連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 7社

# 第101期 中間決算公告

平成20年12月19日

青森市橋本一丁目9番30号

株式会社 **青森銀行**

取締役頭取 加福善貞

## 中間連結貸借対照表 (平成20年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	49,813	預 金	1,932,469
コールローン及び買入手形	100,000	譲渡性預金	48,340
商品有価証券	447	コールマネー及び売渡手形	1,139
有価証券	550,163	借入金	20,670
貸出金	1,346,886	外国為替	5
外国為替	1,247	社債	20,000
その他資産	43,383	その他負債	11,101
有形固定資産	27,039	賞与引当金	762
無形固定資産	1,844	役員賞与引当金	28
繰延税金資産	16,358	退職給付引当金	1,286
支払承諾見返	23,166	役員退職慰労引当金	522
貸倒引当金	△ 21,522	睡眠預金払戻損失引当金	680
		再評価に係る繰延税金負債	2,777
		支払承諾	23,166
		<b>負債の部合計</b>	<b>2,062,950</b>
		(純資産の部)	
		資本金	15,221
		資本剰余金	8,575
		利益剰余金	51,437
		自己株式	△ 427
		<b>株主資本合計</b>	<b>74,806</b>
		その他有価証券評価差額金	△ 5,968
		繰延ヘッジ損益	△ 44
		土地再評価差額金	2,368
		<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>△ 3,644</b>
		少数株主持分	4,716
		<b>純資産の部合計</b>	<b>75,877</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>2,138,828</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>2,138,828</b>

# 中間連結損益計算書

〔平成20年4月1日から  
平成20年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		31,791
資金運用収益	19,634	
(うち貸出金利息)	( 15,020 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 4,052 )	
役員取引等収益	2,610	
その他業務収益	272	
その他経常収益	9,274	
経常費用		34,771
資金調達費用	3,565	
(うち預金利息)	( 2,784 )	
役員取引等費用	1,012	
その他業務費用	2,696	
営業経費用	13,486	
その他経常費用	14,009	
経常損失		2,979
特別利益		422
特別損失		68
税金等調整前中間純損失		2,626
法人税、住民税及び事業税		815
法人税等調整額		321
少数株主損失		552
中間純損失		2,567

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 会計処理基準に関する事項

### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 4. 減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3 年～60 年

その他 2 年～20 年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

### 5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 13,713 百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能

見込額をそれぞれ引き当てております。

#### 6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

#### 7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

#### 8. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）

による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次連結会計年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異については、10年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

#### 9. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

#### 10. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

#### 11. 外貨建資産及び負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日等の為替相場により換算しております。

#### 12. 重要なヘッジ会計の方法

##### (1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

##### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

#### 13. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 中間連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、前連結会計年度末日における未経過リース料残高又は未経過リース料期末残高相当額を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上しております。

これにより、従来の方法に比べ、「その他資産」中のリース債権及びリース投資資産は14,716百万円、「有形固定資産」中のリース資産は116百万円、「その他負債」中のリース債務は116百万円それぞれ増加、「有形固定資産」中のその他の有形固定資産は12,824百万円、「無形固定資産」中のソフトウェアは1,891百万円それぞれ減少し、その他経常収益は1,109百万円減少、営業経費は10百万円増加、その他経常費用は715百万円減少、経常損失は404百万円増加、特別利益は402百万円増加、税金等調整前中間純損失は1百万円増加しております。

## 注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,824百万円、延滞債権額は54,344百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は15百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,222百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は69,407百万円であります。

なお、1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,662百万円であります。

6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、12,492百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	53,674 百万円
その他資産	2,939 百万円

担保資産に対応する債務

預金	7,285 百万円
借入金	2,492 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券 68,220 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は 65 百万円、保証金は 191 百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 397,874 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 396,288 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 13 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法（平成 3 年法律第 69 号）第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 40,697 百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 4,500 百万円が含まれております。

12. 社債は、劣後特約付社債であります。

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 5,330 百万円であります。

14. 1 株当たりの純資産額 404 円 98 銭

15. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号口に規定する連結自己資本比率 11.63%（国内基準）

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却 48 百万円、貸倒引当金繰入額 6,585 百万円、株式等売却損 706 百万円及び株式等償却 45 百万円を含んでおります。

2. 「特別利益」には、リース債権流動化に係る調整益 402 百万円を含んでおります。

3. 1 株当たり中間純損失金額 14 円 60 銭

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	0	0	0
社債	5,386	5,401	14
その他	20,255	20,216	39
外国証券	27	27	0
その他	20,228	20,189	39
合計	25,642	25,618	24

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	25,379	25,213	166
債券	426,763	423,557	3,205
国債	167,286	163,582	3,704
地方債	106,984	107,408	423
社債	152,491	152,566	74
その他	74,797	68,171	6,625
外国証券	50,822	47,842	2,980
その他	23,974	20,329	3,645
合計	526,940	516,943	9,997

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,493百万円(うち、株式39百万円、外国証券1,389百万円、その他65百万円)であります。

なお、当該有価証券の減損にあたっては、時価が取得原価に比べて50%以上下落したもの及び時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもから時価の回復する見込みがあると認められる場合を除いたものを減損処理の対象としております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

内 容	金 額(百万円)
満期保有目的の債券	
社債	5,330
その他有価証券	
社債	100
非上場株式	1,770
非上場外国株式	5
その他	371

(金銭の信託関係)

該当ありません。